

公立大学法人横浜市立大学客員教員等宿舎金沢ハウス使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人横浜市立大学客員教員等宿舎金沢ハウス規程（以下「規程」という。）第20条の規定に基づき、横浜市立大学客員教員等宿舎金沢ハウス（以下「金沢ハウス」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居資格者の範囲)

第2条 規程第4条第1号に規定する外国人客員教員とは、日本国籍を有し、外国に相当期間在住する研究者を含む。

2 規程第4条第1号及び第2号に規定する家族とは、原則としてその配偶者及び未成年の子をいう。

3 規程第4条第2号に規定する者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 大学の教員として海外から大学に赴任し、住所の定まらない者及びその家族

(2) 大学の日本人客員教員及びその家族

(3) その他本学の国際交流の推進に資すると理事長が認めた者

4 入居資格者の家族は、単独で入居資格を有しない。

(選考)

第3条 規程第6条第1項に規定する選考は、次に掲げる順序の順位で行う。

(1) 大学の外国人客員教員

(2) 大学の教員として海外から大学に赴任し、住所の定まらない者及びその家族

(3) 客員教員ではないが大学において教育・研究に従事する外国人研究者

(4) 大学の日本人客員教員及びその家族

(5) 上記順位に該当しないその他の者

2 前項の同順位の間における優先順位の順序は、次のとおりとする。

(1) 先に入居申込を行った者

(2) 入居申込が同時であった者の中では、入居希望期間の長い者

(3) 入居申込が同時であり、入居希望期間も同一の場合は、国際交流委員会の審議により優先とされる者

(入居)

第4条 入居することができる日時は、原則として祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

2 入居日時については、事前にグローバル推進室と調整の上決定するものとする。

(施設使用料)

第5条 施設使用料は、次のとおりとする。

区分	月額	日割額
单身室	78,120円	該当月の日数均等割額
家族室	91,140円	該当月の日数均等割額

2 前項の施設使用料は、次の料金を含む。

(1) 入居料

(2) 各居室の光熱水費（単身室に限る）

(3) 共用部の光熱水費

(4) インターネット使用料

3 家族室入居者は、光熱水費を自ら支払わなくてはならない。

4 月の中途において入居又は退去する場合、その月の施設使用料の額は、前項の日割額にその入居日数（入居の日及び退去の日は、それぞれ1日として計算する。）を乗じて得た額とする。

5 施設使用料の他、入居時に退去後の清掃料について別途支払わなければならない。清掃料額については、入居申し込みの際に別途通知する。

6 施設使用料に含まれない経費は、それぞれの支払期限までに自ら支払わなければならない。

（施設使用料の納期限）

第6条 入居者は、グローバル推進室の発行する請求書に基づき、請求書内に指定する納期限までに施設使用料を支払わなければならない。

（入居期間の変更手続き）

第7条 規程第15条第1項の規定により入居許可期間の延長又は短縮を希望する者は、原則として次の期限までに入居期間変更許可申請書を提出しなければならない。

(1) 入居許可期間の延長を希望する場合 許可期間満了日の2か月前まで

(2) 入居許可期間の短縮を希望する場合 許可期間満了日の1か月前まで

2 前項の規定にかかわらず、入居後入居許可期間の延長又は短縮の必要が生じた場合は、速やかに入居期間変更許可申請書を提出しなければならない。

（退去）

第8条 退去することができる日時は、原則として祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後4時30分までの間とする。

2 退去日時については、事前にグローバル推進室と調整の上決定するものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日改正）

この細則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日改正）

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日改正）

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。